

藍住町浄化槽雨水貯留施設転用助成金交付要綱

平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道の普及を促進し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全等の公共下水道の整備効果を早期に向上させるため、供用開始の告示後、一定期間内に下水道へ接続後に不要となった浄化槽を雨水貯留施設に転用し、雨水の有効利用を行う者に対し交付する浄化槽雨水貯留施設転用助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、藍住町公共下水道条例（平成20年藍住町条例第220号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する排水設備で、条例の定めるところにより設置するものをいう。
- (2) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽（みなし浄化槽を含む）をいう。
- (3) 雨水貯留施設 敷地内に降った雨水を貯留し、必要に応じて貯留水を取水できる機器を備えた水槽及びこれに関連する排水設備をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金を受けることができる者は、排水整備の設置義務者であり、供用開始の日以降に、次条に定める工事を自ら負担して行う者で、この要綱を遵守できる者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体は、対象としない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、町税及び国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、公共下水道受益者負担金等を滞納している者は、対象としない。

(対象工事)

第4条 助成金の交付の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、排水設備を設置することにより不要となった既設浄化槽を雨水貯留施設に転用するために必要な工事とする。

(助成金の額)

第5条 町は、予算の範囲内で助成金を交付する。

- 2 助成金の額は、4万円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、対象工事費用（対象工事に伴って必要となる附帯工事

費用を含む。)の額が当該助成金に満たない場合は、その額とする。この場合において、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、浄化槽雨水貯留施設転用助成金交付申請書(様式第1号)を藍住町公共下水道条例施行規則(平成20年藍住町規則第141号。以下「施行規則」という。)第5条第1項に規定する排水設備等(新設・増設・改築・更新)計画確認申請書とともに提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときはその内容を審査し、適格と認めるときは、浄化槽雨水貯留施設転用助成金交付決定通知書(様式第2号)により助成金の交付を決定した者(以下「交付決定者」という。)に通知する。

(工事の実施)

第8条 交付決定者は、前項の通知を受けたときは、速やかに対象工事を施工しなければならない。

(工事完了の報告)

第9条 交付決定者は、対象工事が完了した場合は、浄化槽雨水貯留施設転用助成金工事完了報告書(様式第3号)を、工事完了後5日以内に町長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第10条 町長は、前条第3項の規定による申請を受理し、雨水貯留施設として適格と認めるときは、助成金の額を確定し、浄化槽雨水貯留施設転用助成金確定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知する。

(助成金の交付)

第11条 町長は、前条の助成金の額の確定後、交付決定者の請求に基づき、助成金を交付する。

(責務)

第12条 申請者は、設置した雨水貯留施設について定期的に保守点検及び清掃を実施し、維持管理に努めなければならない。

2 町長は、当該雨水貯留施設の維持管理について必要があると認めるときは、申請者に意見及び報告等を求めることができる。

(交付決定の変更等)

第13条 交付決定者は、第7条に規定する交付決定の通知を受けた後に交付決定の内容等を変更又は中止若しくは廃止しようとするときは、浄化槽雨水貯留施設転用助成金交付決定変更申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査して変更の可否を決定し、浄化槽雨水貯留施設転用助成金交付決定変更通知書（様式第6号）により交付決定者に通知する。

（交付決定の取消し等）

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が取消しを必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により助成金の全部又は一部について交付決定を取り消した場合において、既に交付した助成金があるときは、期限を定めてその助成金を返還させることができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。